

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
貸金庫規定（カード型）	貸金庫規定（カード型）
1 格納品の範囲	1 格納品の範囲
(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
a 公社債券、株券その他の有価証券	① 公社債券、株券その他の有価証券
b 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
c 貴金属、宝石その他の貴重品	③ 貴金属、宝石その他の貴重品
d 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
(2) (省略)	(2) (省略)
(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u>	<u>(追加)</u>
a <u>現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u>	<u>(追加)</u>
b <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	
2 利用目的の確認	2 利用目的の確認
(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することができないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u>	
(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	
3 契約期間等	2 契約期間等
この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
<u>契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて確認します。</u>	<u>(追加)</u>
4 使用料	3 使用料
(省略)	(省略)
5 鍵の保管	4 鍵の保管
(省略)	(省略)
6 貸金庫の開閉等	5 貸金庫の開閉等
(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人がカードと正鍵を使用して行ってくれた	(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人がカードと正鍵を使用して行ってください

改 正 後	改 正 前
<p>い。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届け出してください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>い。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届けてください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p><u>7 届出事項の変更等</u></p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出してください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p><u>6 届出事項の変更等</u></p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
<p><u>8 カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>7 カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p>(省略)</p>
<p><u>9 成年後見人等の届出</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出してください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出してください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)・(2)と同様に、当組合に届け出してください。</p> <p>(4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届け出してください。</p> <p>(5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p><u>8 成年後見人等の届出</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出してください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出してください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出してください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出してください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p><u>10 暗証照合、印鑑照合等</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (1)・(2)において使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。</p>	<p><u>9 暗証照合、印鑑照合等</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 前2項において使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。</p>
<p><u>11 損害の負担等</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>10 損害の負担等</u></p> <p>(省略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、<u>第13条(3)a、b、c</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>これら</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>	<p>11 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、<u>第 12 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第 12 条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>
<p>13 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。</p> <p>この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに<u>明け渡</u>してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて<u>取り扱</u>います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を<u>明け渡</u>してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>a</u> 借主が使用料を支払わないとき。</p> <p><u>b</u> 借主について相続の開始があったとき。</p> <p><u>c</u> 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。</p> <p><u>d</u> 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。</p> <p><u>e</u> カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき。</p> <p><u>f</u> 借主または代理人がこの規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の<u>一つ</u>にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに<u>(1)</u>と同様の手続をしたうえ貸金庫を<u>明け渡</u>してください。</p> <p><u>a</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>b</u> 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <p><u>c</u> 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 	<p>12 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。</p> <p>この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに<u>明渡</u>してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて<u>取扱</u>います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手續をしたうえ貸金庫を<u>明渡</u>してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>①</u> 借主が使用料を支払わないとき</p> <p><u>②</u> 借主について相続の開始があったとき</p> <p><u>③</u> 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p><u>④</u> 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p><u>⑤</u> カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき</p> <p><u>⑥</u> 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の<u>二</u>にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに<u>第1項</u>と同様の手續をしたうえ貸金庫を<u>明渡</u>してください。</p> <p><u>①</u> 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>②</u> 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>A.</u> 暴力団 <u>B.</u> 暴力団員 <u>C.</u> 暴力団準構成員 <u>D.</u> 暴力団関係企業 <u>E.</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F.</u> その他前各号に準ずる者 <p><u>③</u> 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>A.</u> 暴力的な要求行為 <u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為

改 正 後	改 正 前
<p>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(d) 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>(e) <u>契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u></p> <p>(f) その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>(1)から(3)の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</u>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条(1)</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>(1)から(3)の明け渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。</u>なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够のものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</u>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第3条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。</u>なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够のものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (省略)</p>
<u>14 貸金庫の修繕、移転等損害の負担等</u> (省略)	<u>13 貸金庫の修繕、移転等損害の負担等</u> (省略)
<u>15 緊急措置</u> (省略)	<u>14 緊急措置</u> (省略)
<u>16 譲渡、転貸等の禁止</u> (省略)	<u>15 譲渡、転貸等の禁止</u> (省略)
<u>17 保証人</u> (省略)	<u>16 保証人</u> (省略)
<u>18 規定の変更等</u> (省略)	<u>17 規定の変更等</u> (省略)
以上 <u>(2026年2月1日現在)</u>	以上 <u>(2020年4月1日現在)</u>